フードが適用される犬又は猫の成長段階を施行規則に定める基準に従い併記しなければならない。

3　事業者は、このほか、「総合栄養食」である旨の表示をする場合には、施行規則に定める事項を表示するものとする。

（療法食の表示基準）

第６条　事業者は、第４条第２号の規定によりペットフードの目的として療法食の表示をする場合には、施行規則に従い表示しなければならない。

（特定事項の表示基準）

第７条　（略）

（特定用語の使用基準）

第８条　事業者は、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、施行規則によらなければならない。

⑴　特定の栄養成分の含有の有無又は量の多寡（「高」、「豊富」、「含む」、「強化」、「ゼロ」、「低」、「減」等）の用語

⑵　「推奨」又はこれに類する用語

⑶　「受賞」又はこれに類する用語

⑷　「無添加」、「不使用」又はこれらに類似する用語

⑸　「ナチュラル」、「ネーチャー」又はこれに類似する用語

（その他の表示事項等）

第９条　ペットフード公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、第１条の目的を達成するため、必要又は適当と認められる場合には、第４条から第８条までに規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。

（不当表示の禁止）

第10条　事業者は、ペットフードの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴　第３条第１項から第５項までに規定する定義に合致しない内容の商品について、それぞれ定義に合致する商品かのように誤認されるおそれがある表示

⑵　第７条に規定する特定事項の表示基準又は第８条に規定する特定用語の使用基準に合致しない表示

（特定事項の表示基準）

第６条　（略）

（その他の表示事項等）

第７条　ペットフード公正取引協議会は、第１条の目的を達成するため、必要又は適当と認められる場合には、第４条から第６条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示の基準を施行規則により定めることができる。

（不当表示の禁止）

第８条　事業者は、ペットフードの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴　ペットフードでないものがペットフードであるかのように誤認されるおそれがある表示

⑵～⑹　（略）

⑺　賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、賞又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示

⑻　（略）

⑼　前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

（書類の整備）

第11条　事業者は、表示を行う根拠となる配合設計書、スペックシート、分析データ等の資料を、賞味期限が２年以内のものにあっては当該商品の最終製造日から２年間、２年を超えるものにあってはその最終製造品の賞味期限の満了日まで保管するものとする。

（公正取引協議会の設置）

第12条　この規約及びペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約を適正に施行するため、公正取引協議会を設置する。

（公正取引協議会の事業）

第13条　（略）

（違反に対する調査）

第14条　公正取引協議会は、第４条から第８条まで又は第10条の規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に対して必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行う。

２・３　（略）

（違反に対する措置）

第15条　公正取引協議会は、第４条から第８条まで又は第10条の規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもって警告することができる。

２・３　（略）

⑵～⑸　（略）

⑹　賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、受賞又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示

⑺　（略）

⑻　前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について、著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

（ペットフード公正取引協議会の設置）

第９条　この規約及びペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約を適正に施行するため、ペットフード公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

（公正取引協議会の事業）

第10条　（略）

（違反に対する調査）

第11条　公正取引協議会は、第４条、第５条、第６条又は第８条の規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行う。

２・３　（略）

（違反に対する措置）

第12条　公正取引協議会は、第４条、第５条、第６条又は第８条の規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

２・３　（略）